



保見中PTA改革その2

～やれる人がやれる範囲で行う新しいPTA活動～

前回、PTAの改革について紹介しました。今回はその第2弾です。詳しくは臨時PTA総会11月13日（木）～19日（水）でお知らせしています。ここでは分かりやすくQ&Aで解説していきます。

Q1：理事制ということですが、立候補がいないから、無理やりやらされたり、声掛けで勧誘されたりしませんか？

A1：一切ありません。理事の定員については、最大定員はありますが、例え0人でも専務理事（学校の教員で2名）がいるので活動ができます。

Q2：理事になるとどういうことをしますか。

A2：年に3回程度、PTA理事会への出席。自治会への会議に交代で出席などの仕事はあります。ただし、用事があれば、欠席することができます。理事だと学校行事の際に来賓として参加できます。

Q3：PTAは任意なので入らなくてよいですか。

A3：はい。但し、入らない人が一定数に達したら、PTA会費による支援も滞るので、PTAを解散するという意見も出てくると思います。その際は、学校行事や教育活動を縮小しないといけなくなります。

Q4：PTAの保険にはこれまでどおり入れますか？

A4：これに関しては県のPTAから脱退するので入れません。役員や面倒な動員はなし、市や県のPTAに会費を支払わないですから仕方がないです。代わりに民間の保険を紹介するので、検討してください。

Q5：なぜPTAの組織を変えるのですか？

A5：ご存じの通り、PTAが任意だからということで入らない保護者が増え、いろんな学校で組織が成り立たなくなっています。今回の改革はそういう流れを受け持続させるための試みです。これでうまくいかなかったら、他校他市の例のように解散もありえるかと思います。